

## 県庁舎跡地整備基本構想（素案）について

### 1. 基本構想（素案）の概要

- ・本年 6 月に公表した、基本構想の骨子案（2 ページ目に概要を添付）をもとに、県議会や関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、今般、基本構想の「素案」をとりまとめた。
- ・骨子案における、賑わいを創出する「広場」や、この地の歴史や本県の魅力を伝える「情報発信機能」のほか、県警本部跡地における産学官等の連携などを含む「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進するとの基本的考え方に基づき、構想内容の具体化等を実施。

（具体化等の主な内容） 【 】は概要版の該当ページ

利活用の考え方【4 ページ、5 ページの図】

- ・まちづくりの観点など、広域的な視点で利活用策を検討していく等の考え方を、より分かりやすく提示。
- ・広場など、各機能の具体的考え方を提示（素案本体 21～26 ページ）

具体的な利活用イメージ【19 ページ、20 ページ】

- ・素案の機能や配置等の考え方をもとに、立体的なパース図を作成し、具体的な利活用イメージを提示。

民間活力の導入可能性【15 ページ】

- ・業務委託により P F I 導入の可能性等について検証を行い、検討状況を提示。

整備事業費（概算による参考値）【15 ページ】

- ・他自治体の類似事例をもとに試算した整備費用の概算を、参考値として提示。整備事業費については、今後、整備内容の具体化と併せ精査。

その他

- ・広場等の暫定供用の具体的な進め方を提示【17 ページ】
- ・旧第三別館の今後の検討の方向性を提示【11 ページ】

## 2. 今後の予定

- ・ 9月定例県議会に構想素案をお示しし、ご議論いただくとともに、その後、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等踏まえながら、さらに検討を重ね、今年度中に基本構想をとりまとめる。

(参考 骨子案の概要) 6月公表

### (1) 基本理念

「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」

### (2) 導入する機能等

- ・ 県庁舎跡地と県警本部跡地に、賑わいと交流に資する機能を効果的に配置する。

#### (主な機能)

- ・ 人々が憩い、日常的に賑わう「広場」
  - ・ この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える「情報発信機能」
  - ・ 多様な交流を促進する「交流支援機能」  
県庁舎跡地に、多目的交流スペースや研修・講義スペース等を設置  
県警本部跡地では、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進
  - ・ その他、第二別館跡地付近に、バスベイや待合所等を設置
- ・ 出土した石垣については保存・活用する方向で検討するとともに、出島との連携等にも留意し、佇まいやデザインを備えた空間を整備する。
  - ・ 県において利活用の考え方を提示しながら、民間の運営事業者の持つコーディネート等のノウハウを有効に活用し、効果的な施設運営を図る。

### (3) 整備の進め方等

- ・ 令和4年度以降、先ず、広場などをオープンスペースとして暫定的に供用する。その上で、利用状況等を検証し、その後の整備を検討することにより、「可変性」を確保しながら、段階的に整備する。
- ・ 県警本部跡地については、民間開発を基本に、事業者の意向等を踏まえながら、整備計画等を精査していく。
- ・ 旧第三別館については、利活用ニーズや耐震改修などのコスト面等を精査し、最終的な方向性を整理する。
- ・ 既に更地となっている、第二別館跡地などを活用し、社会実験の実施等を含め、早期の賑わいづくりを推進する。